

お知らせ

まちのデータ

(平成25年9月1日現在)

人口	27,610人	交通事故発生件数	(8月中、物損、高速含む)
男	13,009人	有田川町	95件
女	14,601人	死者	14人 負傷0人
	10,260世帯		湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

城粟五安水 A	山生郷諦 L	出連出出道 E	張絡張張	所所所所課 C	23-0001	環境セック	52-5384
					22-0351	プラスチック	52-7855
					22-0254	休日急患診	52-4882
					26-0001	有田	52-3055
					52-5356	子育て支援	52-5474
					52-4730	センター	{090-7966-1697
						有田川町少年	52-8744

相談

10月の行政相談

- 10月17日(木)
 - 五郷地区生活改善センター
 - 9時～11時30分
 - 清水会館和室
 - 13時～15時30分
 - 10月31日(木)
 - 金屋文化保健センター 13時～16時
 - ※17日の清水会館の回については、民生委員・人権擁護委員の各委員との合同相談会です。
- 問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

手当・補助

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当について

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当は、本町の住民基本台帳に登録しておられ、在宅で身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給される手当です。

※「在宅」とは自宅で生活されている方、及び平成25年10月1日において施設入所、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院していない方をいいます。

■支給要件(平成25年10月1日現在)

- ・身体障害者手帳の交付を受けており障害程度が1級又は2級で、そ

の手帳を本町で管理している方

- ・療育手帳の交付を受けており障害程度がAで、その手帳を本町で管理している方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害程度が1級で、その手帳を本町で管理している方

手当額

- ・年額1万円(12月下旬・年1回払い)
- ※受給資格をお持ちの方には、10月下旬に手続きについて通知させていただきます。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

平成25年10月から各種手当額が変更になります

平成25年度の各種手当額について、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、下記の

各種手当変更額		平成25年9月まで	平成25年10月から
児童扶養手当	児童1人		
	全部支給(月額)	41,430	41,140
	一部支給(月額)	4,1420～9,780	41,130～9,710
	児童2人以上の加算額	2人目:5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円(変更なし)	
特別児童扶養手当	1級	50,400	50,050
	2級	33,570	33,330
障害児福祉手当		14,280	14,180
特別障害者手当		26,260	26,080

とおり変更されることになりました。

有田川町授産施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する制度です。

- 対象者／通所距離が2キロメートルを超える方で路線バス・鉄道・施設の送迎用車等を利用されて通所している方です。ただし、他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。10月31日までに申請して下さい。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設(特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所等)に通う児童の保護者の負担の軽減を図るための補助金です。対象者は町内外の障害児通所施設に通所(施設の開所日数の半分以上通所)している児童の保護者で自宅からの距離が4キロメートルを超える方です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。また、6月のサービスの更新時に提出していただきました方については、提出不要です。10月31日までに申請して下さい。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課